

令和7年度

行橋市立小中学校使用済 GIGA スクール端末等売扱
条件付き一般競争入札実施要領

目

次

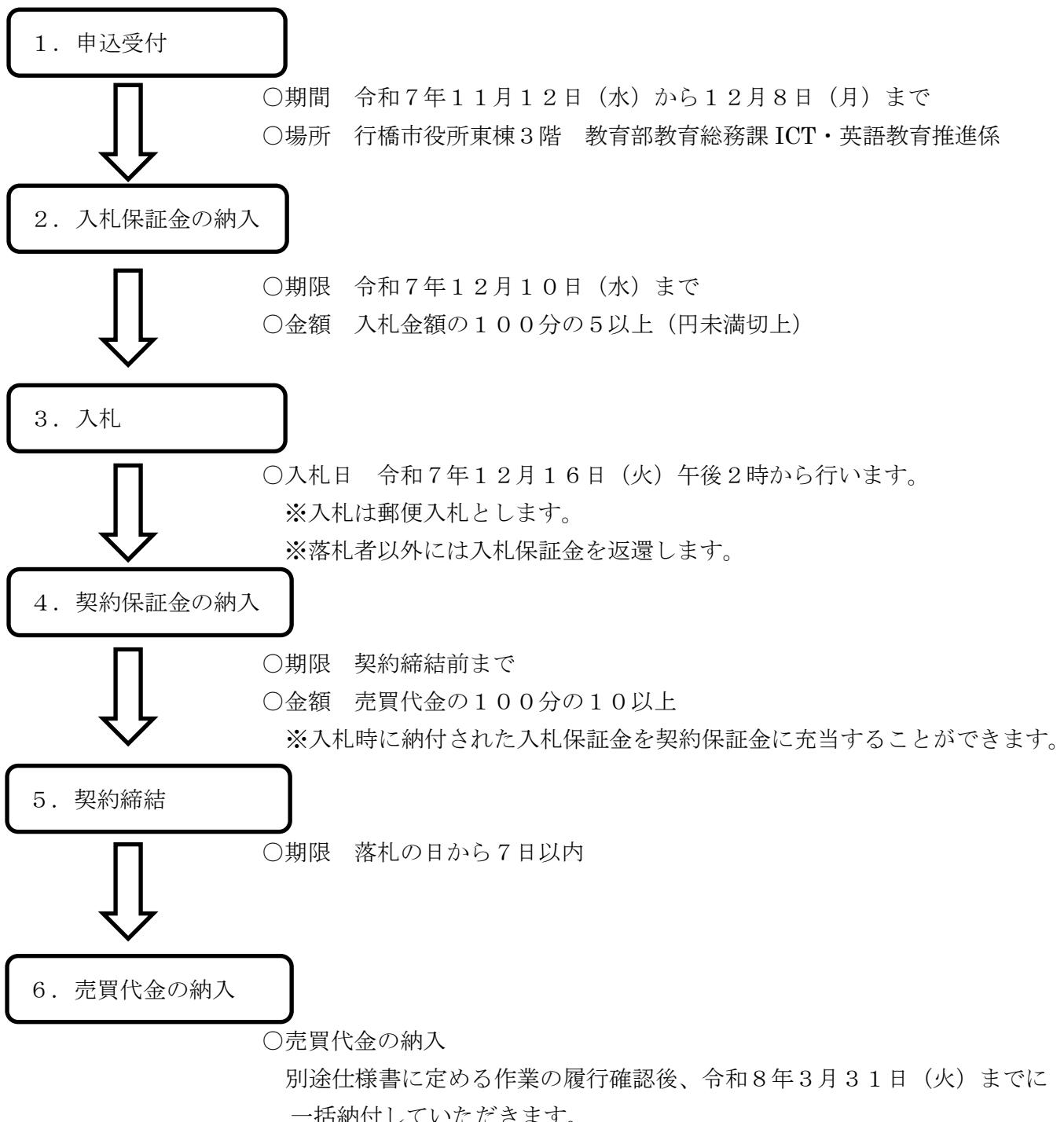
○条件付き一般競争入札の概要	1
○入札手続きについて	2～9
○様式	10～20
○使用済 GIGA スクール端末売買契約書（案）	21～22

行 橋 市

条件付き一般競争入札の概要

下記のスケジュールで条件付き一般競争入札により GIGA スクール端末を売却します。

条件付き一般競争入札とは、一定の条件を定めた上で、条件に適合するものはすべて入札に参加できるもので、入札物件について、最低売却価格以上であり、かつ、最高額で入札したものに売却する方法です。



※手続き等の詳細につきましては、次ページ以降をご覧下さい。

入札手続きについて

1. 入札対象物件

対象物件	GIGA スクール端末 iPad 第 8 世代 Wi-Fi モデル ※端末本体の他に端末の付属品（AC アダプタ・充電ケーブル・キーボードケース等）も引渡し対象とすること。
最低売却価格	10,725,000 円（消費税及び地方消費税含む）

※予定数量・引渡し場所等については、仕様書をご覧ください。

2. 入札手続きの主なスケジュール

日程	内 容
令和 7 年 11 月 12 日（水）	公告、入札参加申込受付開始、質問受付開始
令和 7 年 11 月 20 日（木）	質問受付締切り
令和 7 年 11 月 28 日（金）	質問及び回答の公開
令和 7 年 12 月 8 日（月）	入札参加申込受付締切り
令和 7 年 12 月 10 日（水）	入札保証金の納入締切り
令和 7 年 12 月 12 日（金）	入札保証金納付書提出締切り
令和 7 年 12 月 12 日（金）	入札書の郵便提出期限
令和 7 年 12 月 16 日（火）	入札（開札）日（午後 2 時から）

3. 入札参加資格

- （1）公告日から引き続き、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 57 号。以下、「小型家電リサイクル法」という。）第 10 条第 3 項の認定（使用済小型電子機器等の収集を行う区域に、福岡県を含んでいるものに限る。）を受けていること。又は資源の有効な促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号。以下、「資源有効利用促進法」という。）に基づく製造事業者等（製造事業者でない場合は、Apple Japan 合同会社の正規ディストリビューター）であること。なお、当該認定を受けていることを証明する書類等を条件付き一般競争入札参加申請書（様式 1 号）に添付すること。
- （2）GIGA スクール端末が情報機器である性質を踏まえ、入札参加者が「小型家電リサイクル法」又は「資源有効利用促進法に基づく廃棄物処理法の広域認定制度」における再資源化事業計画（以下、「認定計画」という。）に基づくパソコン・タブレットの処分実績（令和 6 年度の処分実績が、本件処分台数を上回ること）を有していること。なお、認定計画に基づく令和 6 年度の処分実績を示す書類を条件付き一般競争入札参加申請書（様式 1 号）に添付すること。

※ただし、次のいずれかの事項に該当する方は入札に参加できません。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号に該当する者
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団のほか、法人の役員等（その法人の役員又は法人の経営に事実上参画している者をいう。）が、同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員である、又はその他暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している、若しくは暴力団組織の構成員でなくなった日から 3 年を経過していない者

- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者
- ④ 国、県、市税を滞納している者

4. 仕様書等に関する質問の受付及び回答

仕様書等に関する質問は、「18. 入札に関するお問合せ先」へ、令和7年11月20日（木）までに、質問書（様式11号）を、電子メールで送信してください。なお、質問に対する回答は、11月28日（金）17時までに行橋市ホームページにて公開します。

5. 入札参加申込手続き

（1）提出物

次の提出物を「（2）受付場所」まで、持参又は郵送により、ご提出ください。

- ① 条件付き一般競争入札参加申込書（様式1号）
- ② 添付書類

次のイ～エについて、提出日前3か月以内に発行された原本を提出してください。

ア 同意書（様式9号）

イ 印鑑登録証明書

ウ 納税証明書（国税・都道府県税・市税、3種類の納税証明書が必要です。）

・国税・・・国税に未納のない証明（法人：法人税等「納税証明書その3の3」）

・都道府県税・・・都道府県税に未納のない証明

・市町村税・・・市町村税に未納のない証明

（納税証明書は、法人及び代表者のものがそれぞれ必要です。）

エ 登記事項証明書（全部事項証明書）

オ 役員一覧（様式4号）

カ 小型家電リサイクル法第10条第3項の認定（使用済小型電子機器等の収集を行う区域に、福岡県を含んでいるものに限る。）、又は資源有効利用促進法の認定を受けていることを証明する書類等

キ 認定計画に基づくパソコン・タブレットの処分実績を示す書類

（2）受付場所

福岡県行橋市中央一丁目1番1号 行橋市役所 東棟3階

行橋市教育委員会 教育部 教育総務課 ICT・英語教育推進係

（3）受付期間

令和7年11月12日（水）から12月8日（月）までの午前8時30分から午後5時まで
(土曜日、日曜日、祝日を除く。)

※郵送の場合は、12月8日（月）午後5時までに必着し、提出書類が完備されたものに限り受け付けます。

6. 入札保証金の納入

- （1）入札参加者は、入札保証金として入札金額（買受金額（総額）の100分の5以上（円未満切上）を、令和7年12月10日（水）までに、行橋市が指定する口座に振り込んでください。その際の振込手数料は、入札参加者の負担となります。）
- （2）入札保証金の納入にあたっては、納めるべき保証金額をよくご確認のうえ納入してください。

入札保証金が入札金額（買受金額（総額））の100分の5（円未満切上）に満たない額の入札は無効になりますので、それを見越した上で、必要な金額を納付するようにしてください。入札保証金を納めたのち、入札保証金納付書（様式6号）を記入し、入札保証金を納入したことがわかる書類（領収書の写しなど）とともに、「7. 入札、開札の日時及び場所等（3）入札方法」を確認のうえ、ご提出ください。書類の到達及び納入の確認後、入札保証金受領書（様式7号）を、入札参加者に交付します。入札保証金の納入が確認できない場合は、入札に参加できません。

（参考）入札保証金500,000円を納入する場合

・10,000,000円の入札・・・有効 •10,000,001円の入札・・・無効

（3）落札者が契約締結期限までに契約を締結しない場合は、落札者が納入した入札保証金は行橋市に帰属し、返金できません。

（4）落札者にならなかつた場合は、入札日から概ね1ヶ月以内に入札保証金を還付します。

口座振込によりお返しいたしますので、入札保証金還付請求書（様式8号）に必要事項を記入し、「7. 入札、開札の日時及び場所等（3）入札方法」を確認のうえ、ご提出ください。

7. 入札、開札の日時及び場所等

（1）入札日

日時 令和7年12月16日（火）午後2時から

場所 福岡県行橋市中央一丁目1番1号 行橋市役所 東棟3階 301会議室

（2）入札時提出物

① 入札書（様式5号）

※入札書には、仕様書を基に見積もった希望買受金額を記載してください。

※入札書の買受金額（総額）には、契約金額総額の110分の100に相当する金額を記載してください。買受金額（1台あたり単価）についても、契約金額の110分の100に相当する金額を記載してください。

② 入札保証金納付書（様式6号）

③ 入札保証金還付請求書（様式8号）

※請求日欄は記入せずに提出してください。

④ 立会希望届（様式2号）

※④は立会いを希望する場合のみ必要です。なお、その際は、立会人の本人確認ができる書類（運転免許証、社員証など）の写しを添付するとともに、入札（開札）当日に原本を持参して下さい。

⑤ 委任状（立会人用）（様式3号）

※⑤は立会いを代理人に委任する場合のみ必要です。なお、その際は、代理人の本人確認ができる書類（運転免許証、社員証など）の写しを添付するとともに、入札（開札）当日に原本を持参して下さい。

（3）入札方法

入札は、郵便入札にて行います。入札時提出物として指定された書類（以下「入札書等」という。）を、次の方法により、令和7年12月12日（金）午後5時までに、「5. 入札参加申込手続き（2）受付場所」に到達するよう郵送で提出してください。

※提出にあたっては、別添の「入札書等の提出方法」も参照してください。

① 中封筒及び外封筒の二重封筒にしてください。

② 中封筒には、入札書を入れ、封かんのうえ、使用（登録）印で封筒の継ぎ目に押印してください

さい。封筒の表面に、開札日、入札件名、入札参加者の商号又は名称を記載してください。

- ③ 外封筒には、入札書を同封した中封筒、その他指定された提出物を入れ、封筒の表面に、郵送先、入札件名及び朱書きで「入札書在中」と記載し、裏面に、入札参加者の商号又は名称及び住所を記載してください。
- ④ 郵送以外の方法により提出された入札書等は受理できません。
- ⑤ 中封筒には、2通以上の入札書等を同封しないでください。
- ⑥ 入札書の日付は、入札書作成日又は入札書投函日を記入してください。
- ⑦ 入札書等を郵送する際の取扱いは、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかによるものとしてください。直接持参した入札書は受け付けません。
- ⑧ 郵便入札に係る費用については、入札の結果にかかわらず、入札参加者の負担となります。
- ⑨ 入札書等の到達確認の問合せには、一切応じられませんのでご注意ください。

(4) 開札について

開札は、入札場所において、入札後直ちに立会人の面前で行います。

(5) 公正な入札の確保

- ① 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはいけません。
- ② 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札金額又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札金額を決めなければいけません。
- ③ 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札金額を意図的に開示してはいけません。

(6) 入札の取りやめ等

- ① 入札執行者が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができます。
- ② 入札の公告後、天災等予測できない事情により、郵便が停滞し、入札の競争性、公平性を保つことが困難であると認められるときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができます。

(7) 入札書の書き換え等の禁止

一度提出した入札書は書き換え、引き換え又は撤回をすることができません。入札に関して見込み違い、誤記、物件の数量に対する異議等があっても一切受付けいたしません。

(8) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- ① 入札参加資格のない方が入札したもの
- ② 入札保証金が入札金額の100分の5に満たないもの
- ③ 一の入札に同一の入札者から2通以上の入札書が提出されたもの
- ④ 入札額が最低売却価格に達していないもの
- ⑤ 入札書の記名押印のないもの
- ⑥ 入札書の金額が訂正された、又は記載事項について判読できないもの
- ⑦ 入札者が明らかに協定して入札し、その他入札に際し不正の行為があったと認められるもの
- ⑧ 参加申込書を提出していないもの
- ⑨ 入札書が指定の手続き以外の郵送、又は持参されたもの
- ⑩ 市が定める様式以外を用いて入札したもの

- ⑪ 入札保証金の納付がないもの
 - ⑫ 公告に示す日時を過ぎて入札書が到着したもの
 - ⑬ 金額欄に金額がない等、入札意思表示が不明瞭なもの
- (9) 入札の辞退

入札参加申込後に辞退する場合は、すみやかに入札辞退届（様式10号）を提出してください。

8. 開札の立会い、傍聴

- (1) 開札の立会人は、入札参加者のうち希望する2名とします。立会いを希望される参加者は、郵便入札用封筒の外封筒に同封し（入札書には同封せずに）立会希望届（様式2号）を提出してください。ただし、2名を超える希望があった場合は、書留番号による抽選で選出するものとします。
- (2) 立会人は、開札の公正な執行に協力し、次の職務を遂行するものとします。
 - ① 入札参加者の確認
 - ② 封筒が開札前に開封されていないことの確認
 - ③ 無効となる入札書の確認
 - ④ 落札者及び落札金額の確認
 - ⑤ 入札執行表に署名捺印
- (3) 立会いの希望がなかった場合、又は立会人が指定の時間までに来ない時は、入札事務に関係のない本市の職員を1名以上立ち会わせるものとします。
- (4) 入札参加者は、開札の立会いに代理人を参加させるとき、委任状（立会人用）（様式3号）を提出しなければなりません。
- (5) 傍聴人は、1社1名までとし、立会人と兼ねることはできません。

9. 落札者の決定及び通知

- (1) 開札の結果、入札書に記載された買受金額（総額）に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）が最低売却価格以上であり、かつ、その開札における最高額で入札したものを落札者として決定します。
- (2) 落札者となるべきものが2者以上あるときは、くじにより落札者を決定します。
- (3) 入札参加者が1者の場合も、入札は成立するものとします。
- (4) 入札結果はその場で次の内容を公表します。
 - ① 落札者の氏名又は商号
 - ② 落札金額
- (5) 再度入札は実施いたしません。
- (6) 落札者が決定したときは、直ちにその旨を落札者に口頭又は電話等により通知します。

10. 落札者の決定の取り消し

落札者決定後に、落札者が次の各号のいずれかに該当するときは、落札者の決定を取り消すものとします。この際、入札保証金は返金いたしません。

また、落札者の決定を取り消した場合は、次順位最高額入札者を落札者とします。

- (1) 落札者に入札参加資格がないことが判明した場合
- (2) 入札に際し不正があったことが判明した場合
- (3) 落札者が無効の入札を行っていたことが判明した場合

(4) 落札者が契約の締結を辞退した場合、又は指定した期間内に契約を締結しない場合

1 1. 契約締結・契約保証金の納入

- (1) 落札者は落札の日から 7 日以内に契約を締結していただきます。
- (2) 期限までに契約が締結されない場合は、落札者としての資格が失われ、入札保証金は行橋市に帰属することになります。
- (3) 売買契約書作成に伴う印紙税は落札者の負担となります。
- (4) 落札者は、契約締結前までに契約保証金として、売買代金の 100 分の 10 以上を、行橋市が指定する口座に振り込んでください。その際の振込手数料は、落札者の負担となります。
- (5) 落札者は、入札時に納付された入札保証金を契約保証金に充当することができます。
- (6) 落札者が契約上の義務を履行しないときは、契約保証金は行橋市に帰属することになります。

1 2. 売買代金の納入

- (1) 売買代金は、別途仕様書に定める作業の履行確認後、令和 8 年 3 月 31 日（火）までに一括納付していただきます。納付については、行橋市が指定する口座に振り込んでください。その際の振込手数料は、落札者の負担となります。
- (2) 売買代金は、入札書に記載された物件 1 台あたりの買受金額に、実際に引き渡した物件の数量を乗じ、100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）となります。
- (3) 契約時に納付された契約保証金を売買代金に充当することができます。

1 3. 所有権の移転等

- (1) 売買代金の全額が納付された時点で、売買物件の所有権が移転するものとします。
- (2) 売買物件は現状有姿のまま引き渡します。

1 4. 情報公開

入札参加者数、落札者名、落札価格の情報は、落札者の決定後に公表します。また、入札参加者名、入札額等の入札に関する事項は公開の対象となりますのでご了承ください。

1 5. 暴力団の排除

- (1) 役員又は実質的に経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団員である、又はその他暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているものは入札に参加できません。
- (2) 暴力団員でないことを確認するため、落札者から警察機関に問い合わせることについての同意書及び役員名簿を提出していただきます。
- (3) 同意書及び役員名簿に基づき、警察機関に対し暴力団等でないことを確認するため照会します。その際、頂いた個人情報を警察機関に提供します。
- (4) 照会の結果、(1) に該当すると回答があった落札者とは契約を行いません。またすでに契約済みの場合は、契約を解除します。

1 6. 異議の申立て

入札参加者は、入札後、仕様書及び関係書類並びに現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。郵便事故等により入札書等が開札場所に到達しなかった場合についても同様とします。

17. その他

本実施要領に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令、行橋市契約規則及び行橋市財産規則の定めるところによるものとします。

18. 入札に関するお問合せ先

〒824-8601 福岡県行橋市中央一丁目1番1号 行橋市役所 東棟3階

行橋市教育委員会 教育部 教育総務課 ICT・英語教育推進係

電話 0930-25-1111 (内線 1362・1363) FAX 0930-24-3441

E-mail: : kyoikusomuka@city.yukuhashi.lg.jp

【参考】

地方自治法施行令

(一般競争入札の参加者の資格)

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。
- 二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 三 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。
- 四 指定暴力団連合 第四条の規定により指定された暴力団をいう。
- 五 指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。
- 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- 七 暴力的 requirement 行為 第九条の規定に違反する行為をいう。
- 八 準暴力的 requirement 行為 一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第九条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をすることをいう。

条件付き一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

行橋市長 工 藤 政 宏 殿

申込者

住 所

商号又は名称

代表者役職・氏名

(印)

担当者氏名

担当者連絡先 TEL

E-mail

下記の条件付き一般競争入札に参加したいので、公告内容、実施要領を承知のうえ、申し込みを致します。

なお、この申込書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないこと並びに入札参加資格に規定する資格を有することを制約します。

また、資格確認のため必要な官公庁への照会を行うことについて承諾します。

記

1. 件 名 行橋市立小中学校使用済 GIGA スクール端末等売扱条件付き一般競争入札

○添付書類

- ① 同意書（様式9号）
- ② 印鑑登録証明書
- ③ 納税証明書（国税・都道府県税・市町村税）
- ④ 登記事項証明書（全部事項証明書）
- ⑤ 役員一覧（様式4号）
- ⑥ 小型家電リサイクル法第10条第3項の認定（使用済小型電子機器等の収集を行う区域に、福岡県を含んでいるものに限る。）、又は資源有効利用促進法の認定を受けていることを証明する書類等
- ⑦ 小型家電リサイクル法、又は資源有効利用促進法に基づく廃棄物処理法の広域認定制度における再資源化事業計画に基づくパソコン・タブレットの処分実績を示す書類

※②～④については、提出日前3ヶ月以内に発行された原本を提出してください。

立会希望届

令和 年 月 日

行橋市長 工 藤 政 宏 殿

申込者
住 所
商号又は名称
代表者役職・氏名

印

下記の立会いを希望します。

記

1. 開札日時 令和 年 月 日 時 分

2. 件 名 行橋市立小中学校使用済 GIGA スクール端末等売扱条件付き一般競争入札

※立会人について、本人確認ができる書類（運転免許証、社員証など）の写しを添付する
とともに、入札（開札）当日に原本を持参して下さい。

委任状

(立会人用)

令和 年 月 日

行橋市長 工藤政宏 殿

委任者

住 所

商号又は名称

代表者役職・氏名

印

私は、下記の者を代理人と定め、令和 年 月 日に行われる下記入札立会いに関する一切の権限を委任します。

記

1. 件名 行橋市立小中学校使用済 GIGA スクール端末等売扱条件付き一般競争入札

2. 代理人

代 理 人	
住 所	
(フリガナ) 氏 名	
生年月日	T・S・H 年 月 日

※代理人について、本人確認ができる書類（運転免許証、社員証など）の写しを添付するとともに、入札（開札）当日に原本を持参して下さい。

※提供された代理人の個人情報を入札参加資格確認のために、必要な官公庁への照会資料として使用する場合があります。

役員一覧

(法人名 :)

役職名	(ふりがな) 氏名	性別	住 所	生年月日
	()	男・女		大・昭・平
	()	男・女		大・昭・平
	()	男・女		大・昭・平
	()	男・女		大・昭・平
	()	男・女		大・昭・平
	()	男・女		大・昭・平
	()	男・女		大・昭・平
	()	男・女		大・昭・平

※提供された役員の個人情報を入札参加資格確認のために、必要な官公庁への照会資料として使用する場合があります。

入札書

<買受金額（総額）>

金額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

<買受金額（1台あたり単価）>

金額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

実施要領及び仕様書等の内容を承知のうえ、上記金額で入札します。

1. 件名 行橋市立小中学校使用済 GIGA スクール端末等売扱条件付き一般競争入札

2. くじ番号 任意の3桁の数字を記入すること

--	--	--

令和 年 月 日

行橋市長 工藤 政宏 殿

入札者

住 所

商号又は名称

代表者役職・氏名

印

(注意事項)

買受金額（総額）及び（1台あたり単価）は、消費税及び地方消費税を除き、算用数字を用いて右詰で記入し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。

入札保証金納付書

令和 年 月 日

行 橋 市 長 工 藤 政 宏 殿

申込者

住 所

商 号 又 は 名 称

代表者役職・氏名

印

令和 年 月 日に入札が実施されます「行橋市立小中学校使用済 GIGA スクール端末等売扱条件付き一般競争入札」について、下記のとおり入札保証金を納付します。

記

1. 入札保証金 金 _____ 円

入札保証金受領書

令和 年 月 日

様

行橋市教育委員会

教育長

(印)

令和 年 月 日に入札が実施されます「行橋市立小中学校使用済 GIGA スクール
端末等売扱条件付き一般競争入札」について、下記のとおり入札保証金を受領しました。

記

1. 入札保証金 金 _____ 円

2. 受領年月日 令和 年 月 日

※この受領書は、入札保証金返還の際、本書と引換に入札保証金を返還いたします。

入札保証金還付請求書

令和 年 月 日

行橋市長 工 藤 政 宏 殿

金 _____ 円

上記の金額を請求します。

ただし、令和 年 月 日に行われた「行橋市立小中学校使用済 GIGA スクール端末等売扱条件付き一般競争入札」の入札保証金として。

入札保証金は、下記の口座に振り込み願います。

金融機関		種別	口座番号	フリガナ
				名義
金融機関名	本店又は支店名			
	本店 支店 支所	普通 当座		

申込者

住 所

商号又は名称

代表者役職・氏名

(印)

同 意 書

令和 年 月 日

行橋市長 工藤政宏 殿

申込者

住 所

商号又は名称

代表者役職・氏名

印

私は、行橋市に提出した条件付き一般競争入札参加申込書及び添付書類に記載された住所、氏名、電話番号その他の個人情報を入札参加資格確認のため必要な官公庁への照会を行うことについて承諾します。

入札辞退届

令和 年 月 日

行橋市長 工藤政宏 殿

申込者

住 所

商号又は名称

代表者役職・氏名

印

件名 行橋市立小中学校使用済 GIGA スクール端末等売扱条件付き一般競争入札

下記の理由により入札を辞退しますのでお届けします。

記

1. 辞退の理由

質問書

令和 年 月 日

行橋市長 工藤政宏 殿

申込者
住 所
商号又は名称
代表者役職・氏名

この度、行橋市が実施する「行橋市立小中学校使用済 GIGA スクール端末等売扱条件付き一般競争入札」について、下記質問事項へ回答願います。

使用済 GIGA スクール端末売買契約書（案）

売扱人 行橋市（以下「甲」という。）と買受人（以下「乙」という。）とは、次の条項により使用済 GIGA スクール端末の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 甲は、その所有する次の物件及びその付属品（AC アダプタ等）（以下「物件等」という。）を乙に売り払い、乙はこれを買い受ける。

物件名	予定数量
GIGA スクール端末 iPad 第8世代 Wi-Fi モデル	仕様書のとおり

（売買代金）

第3条 売買代金の単価は、物件1台あたり、円（税込）とする。

2 売買代金の総額は、前項の単価に実際に引き渡した物件の数量を乗じた金額とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、本契約と同時に、契約保証金として売買代金総額の100分の10以上を甲に納付しなければならない。

2 第1項の契約保証金は、第3条の売買代金の一部に充当できる。

3 第1項の契約保証金には利息は付さない。

4 甲は、乙が契約上の義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を甲に帰属させることができる。

（売買物件の引渡し及び業務の履行）

第5条 甲は、乙に売買物件を現状のまま引き渡す。

2 乙は、仕様書に従い、売買物件に対してデータ消去などの業務を確実に履行しなければならない。

（代金の支払い）

第6条 乙は、仕様書に基づく業務の履行後、第3条に定める売買代金の総額を、令和8年3月1日から令和8年3月31日までに甲に納付しなければならない。

（所有権の移転）

第7条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を納付したときに甲から乙に移転する。

（危険負担）

第8条 乙は、第5条の売買物件の引渡しのときまでにおいて、当該物件が、甲の責に帰することのできない事由により滅失し又は毀損した場合には、甲に対して売買代金の減免を請求することができない。

（契約不適合責任）

第9条 乙は、この契約締結後、乙が物件等にこの契約内容に適合しない状態があることを発見しても、そのことを理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

（実施調査等）

第10条 甲は、本契約の履行に関し、必要があると認めるときは、乙に対してその業務又は資産の状況に関して質問し、実施調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(違約金)

第11条 乙は、本契約に定める義務に違反したときは、売買代金の100分の10を違約金として甲に支払わなければならない。

2 乙は、前条に定める甲の実施調査等を理由なく拒み妨げ、若しくは忌避し、又は報告を怠ったときは、売買代金の100分の10を、違約金として甲に支払わなければならない。

(権利義務譲渡等の禁止)

第12条 乙は、甲の承認なくして所有権移転前に売買物件に係る権利義務を第三者に譲渡することはできない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。その場合、乙は、甲の指示に従い、売買物件を甲に返還しなければならない。

(返還金)

第14条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、返還金には利息を付さない。

2 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った違約金及び売買物件に支出した必要費、有益費その他の費用は償還しない。

(契約の費用)

第15条 本契約の締結及び履行等に関する必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第16条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく甲に報告するとともに、所管の警察署に通報し、捜査上の必要な協力等をしなければならない。

(疑義の決定)

第17条 本契約に関し疑義があるとき又は本契約に定めのない事項については、甲乙で協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第18条 本契約に関する訴訟の管轄は、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 (売扱人) 行橋市中央一丁目1番1号
行橋市
代表者 行橋市長 工 藤 政 宏

乙 (買受人)